

第5章 計画の推進体制及び進行管理

1. 計画の推進体制

✿ 市民・事業者・行政の役割

本計画に掲げる「めざす将来の環境像」を実現していくためには、市民・事業者・行政それぞれが、社会を構成する一員であるという自覚を持って主体的に行動することが求められます。

それと同時に、地域の環境はもとより、地球環境に関心を持ち、各主体が相互に連携・協力しながら各主体が一体となって取り組む必要があります。

【市民・地域・事業者の取組み】

環境配慮行動を実践し、行政や地域、事業者が実施する事業に参画し協働で取り組みます。

【行政の取組み】

環境に関する施策や事業を実施します。各分野を所管する関係課との連携・調整を図りながら、横断的・総合的な施策や事業を推進します。

また、率先した環境配慮行動を実践します。

2. 計画の進行管理

本計画では、評価指標に対する進捗状況及び環境施策の取組み結果の評価・点検など、PDCA サイクルによる継続的な進行管理を行い、環境施策の推進を図ります。

計画の点検・評価は基本目標ごとに設定された評価指標を用いて実施します。各種計画に基づく施策・事業については、それぞれの審議会等における点検・評価を実施します。また、本計画の進捗・達成状況に関する庁内会議の開催や、環境審議会への報告などによる市民・事業者・学識経験者の意見を踏まえ、課題を整理し改善を行います。環境の現状や事業の実績については公表します。

